

社団法人岐阜県民間保育園連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人岐阜県民間保育園連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、保育園における保育内容の充実及び専門家としての観点から地域社会に対する啓発を行うことによって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保育園における保育内容の向上に関する調査研究
- (2) 保育園職員の資質の向上を図るための研修
- (3) 広報及び出版による児童福祉の啓蒙
- (4) 保育園運営の健全運営に関する研究及び研修
- (5) 福祉関係機関との連絡調整
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別及び資格)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した岐阜県内の民間保育園(児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所)
- (2) 特別会員 正会員以外の者で第12条第2項の規定によりこの法人の理事又は監事等に選任された者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 新たに正会員又は賛助会員となった者は、入会の日から3月以内にその年度の会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員及び特別会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 会費を2年以上納入しないとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はその設立の主旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他会員としての義務に著しく違反したとき。

2 前項第2号又は第3号の規定により、会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第10条 会長は、会員名簿を作成し、事務所に備えておかななければならない。

2 会員の異動があったときは、遅滞なく会員名簿を調整しなければならない。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別および選任)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 16人(会長及び副会長を含む。)
- (4) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

4 監事には、この法人の理事(その親族その他特別な関係にある者を含む。)及び職員(その親族その他特別な関係にある者を含む。)が含まれてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別な関係があってはならない。

6 理事のいずれか 1 人とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(職務)

第 13 条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序に従いその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) この法人の財務を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財務及び業務の執行状況について、不整の事実を発見したときは、これを総会及び岐阜県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第 14 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された投員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(辞任)

第 15 条 役員が辞任しようとするときは、会長に辞任届を提出し、総会の承認を得なければならない。

(役員解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員及び特別会員総数の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「前項第 2 号及び第 3 号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(費用弁償等)

第 17 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第 18 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を得て会長が定める。

(顧問)

第 19 条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

3 顧問は、必要に応じ、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構 成)

第 21 条 総会は、この法人の最高の意志決定機関であって正会員及び特別会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に附議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎年 2 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員及び特別会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第 13 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現員数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第24条 会議は、第13条第4項第4号の規定により監事が召集する場合を除いて、会長が召集する。

2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を召集しなければならない。

4 会長は、会議を招集するときは、総会においては7日前までに、理事会においては5日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員又は特別会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 会議は、総会においては正会員及び特別会員総数の、理事会においては理事現員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 前項の定足数は、開会時のみでなく、審議、議決の全過程を通じて維持されることを要する。

3 利益相反事項を有する正会員及び特別会員又は理事も、定足数の計算にあたっては算入することができる。

(議決)

第27条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員及び特別会員総数又は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 利益相反事項を有する正会員及び特別会員又は理事は、表決権を有しない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び特別会員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 前2項の場合において、第26条の規定の適用については、出席したものとみなす。ただし、賛否の意思表示がない書面及び受任者無記名の委任状については、表決権を放棄したものとみなす。

4 理事会においては、書面又は代理人による表決権の行使はできない。

(議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)正会員及び特別会員又は理事の現在数
- (3)会議の定足数
- (4)会議に出席した正会員及び特別会員の数(書面表決者及び表決委任者についてはその数を付記すること。)又は理事の氏名
- (5)審議された議案
- (6)議案に関する発言の要旨
- (7)議案に関する表決の結果
- (8)議事録署名人の選任に関する事項
- (9)署名年月日

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が議事録に署名(又は記名)押印をしなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)会費収入
- (2)寄附金品
- (3)事業に伴う収入
- (4)資産から生ずる収入
- (5)その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 32 条 この法人の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決により定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第 34 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行する ことができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 月以内に総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 36 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員及び特別会員の 3 分の 2 以上承認を得なければならない。

(会計年度)

第 37 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会において、正会員及び特別会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、岐阜県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 39 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項第 2 号の規定により解散する。

2 総会の議決により解散する場合は、正会員及び特別会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 40 条 この法人の解散のときに存する残余財産は、総会において正会員及び特別会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、岐阜県知事の認可を得て、この法人と類似の目的を有する公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第 7 章 補 則

(委 任)

第 41 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立許可のあった日(平成3年3月11日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項から、第4項までの規定にかかわらず、次に掲げる者とし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

会 長	高 橋 基 丈
副会長	櫛 田 恵 昭
同	杉 山 令 憲
理 事	酒 向 泰 岳
同	雲 山 文 夫
同	堀 江 愛 子
同	西 垣 安 之
同	三 宅 晃 允
同	鈴 木 専 英
同	鷹 橋 賢 由
同	川 上 幸 夫
同	加 藤 勅
同	林 顯 秀
同	岩 崎 正
同	河 村 一 正
同	佐々木 淳 子
監 事	戸 田 見 進
同	虎 山 秀 禪

- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第37条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 5 この定款は、平成4年3月6日から施行する。